

環境農林水産常任委員会会議録

平成30年 1 月25日

場 所 第4委員会室

平成30年1月25日(木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・日EU・EPA及びTPP11による本県農林水産物の生産額への影響について
- ・林業技術センターの取組状況について
- ・木材利用技術センターの取組状況について
- ・本県の平成28年農業産出額について
- ・県立農業大学校の取組について

出席委員(7人)

委員 長	後藤 哲郎
副委員 長	日高 博之
委員	濱 砂守
委員	山下 博三
委員	高橋 透
委員	来住 一人
委員	井上 紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	川野 美奈子
環境森林部次長 (総括)	黒木 義博
環境森林部次長 (技術担当)	福満 和徳
部参事兼 環境森林課長	大西 祐二
みやぎきの森林 づくり推進室長	黒木 哲郎

環境管理課長	川井田 哲郎
循環社会推進課長	天辰 晋一郎
自然環境課長	廣津 和夫
自然公園室長	大岩根 充明
森林経営課長	甲斐 良一
山村・木材振興課長	三重野 裕通
みやぎきスギ 活用推進室長	日高 和孝
林業技術センター所長	渡邊 幸一
木材利用技術 センター所長	下沖 誠
工事検査監	長友善 和

農政水産部

農政水産部長	大坪 篤史
農政水産部次長 (総括)	野口 和彦
県参事兼農政水産部次長 (農政担当)	宮下 敦典
農政水産部次長 (水産担当)	成原 淳一
畜産新生推進局長	坊 蘭 正恒
農政企画課長	酒 匂 重久
新農業戦略室長	鈴木 豪
農業連携推進課長	山本 泰嗣
みやぎきブランド 推進室長	外山 直一
農業経営支援課長	牛谷 良夫
農業改良対策監	長友 博文
農地対策室長	浜田 真郎
農産園芸課長	土屋 由起子
農村計画課長	山下 恭史
畑かん営農推進室長	菓子野 利浩
農村整備課長	凶師 郁夫
水産政策課長	毛 良明夫
漁業・資源管理室長	外山 秀樹
漁村振興課長	田中 宏明

漁港漁場整備室長	押川定生
畜産振興課長	花田 広
家畜防疫対策課長	三浦博幸
工事検査監	東 勇一
総合農業試験場長	甲斐典男
県立農業大学校長	後藤俊一
水産試験場長	田原 健
畜産試験場長	久保田和弘

事務局職員出席者

議事課主任主事	森本 征明
議事課主任主事	八幡 光祐

○後藤委員長 環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川野環境森林部長 おはようございます。新年明けて初めての常任委員会ということでございまして、昨年引き続き、環境森林部は職員一丸となって環境森林行政に取り組んでまいり

ます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元の委員会資料の表紙をごらんください。

本日でございますが、日EU・EPA及びTPP11による本県農林水産物の生産額への影響について、それから林業技術センター・木材利用技術センターの取組状況について、以上3件を御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当の室長それから所長が説明いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○日高みやざきスギ活用推進室長 それでは、資料の1ページをお開きください。

日EU・EPA及びTPP11による本県農林水産物の生産額への影響についてでございますが、私のほうからは、本県農林水産物のうち、詳細には、環境森林部で所管しています林産物について御説明させていただきます。

まず、国全体の状況でございますが、1の国が公表している農林水産物への影響に記載していますとおり、昨年末に国が公表した国産農林水産物の生産減少額は、昨年、大枠合意がなされた日本と欧州連合(EU)との経済連携協定(EPA)によって、最大約1,100億円、また、昨年初め、アメリカが離脱し、現在11カ国で署名に向けて検討が行われています環太平洋連携協定(TPP11)によって、最大約1,500億円の影響額と試算いたしております。

なお、国は、EPA、TPP発効後の影響について、関税削減の価格低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策等により引き続き生産や所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込んでおります。

次に、2の本県農林水産物への影響について

御説明します。

下表の上の太字で記載していますとおり、本県農林水産物全体では、日EU・EPAが約24億5,000万円から48億9,000万円、TPP11が約27億7,000万円から52億4,000万円の生産減少額となっております。

次に、林産物への影響について御説明します。下表の品目欄の下から2段目の林産物の欄をごらんください。

まず、右側の欄のTPP11から御説明させていただきます。

TPP11から輸入している主な林産物は、北米のカナダからの製材品と東南アジア地域のマレーシアから輸入している合板が大きな割合を占めておりますが、合板につきましては、本県では生産されていないことから影響はございませんが、カナダからの製材品は、主に集成材の原料、ラミナと呼んでおりますが、これが国内の製造原料として利用されており、県内の杉材等を原料とする集成材産業と直接競合することになりますことから、関税分の4.8%相当分の生産額が減少すると試算し、2.3億円の影響額となっております。

次に、日EU・EPAでございますが、EU諸国からは、カナダと同様に集成材の原料となります製材品に加えまして、集成材製品そのものも輸入されており、特に柱材などの構造用集成材製品、柱材などの完成品でございますが、これも多く輸入されております。これら柱材の構造用集成材は、県内で製造されている集成材の製品と直接的に競合しますが、加えて、県内で製造されています杉の無垢の柱材製品とも間接的に競合することになります。このためEPAでは、生産減少額の試算対象額として、直接的に影響のある集成材に、間接的に影響のある

一般製材業の生産額も加え、関税削減相当分から関税削減相当分の2分の1の範囲で生産額が減少するとの方式で算出しており、その影響額は9.6億円から19.1億円となっております。なお、TPP11及びEPAのいずれの場合も、国、林野庁の試算方法に準じて行っております。

この県の林産物の影響額につきましては、日EU・EPAでは、国が示した全国の影響額の約5%、TPP11では、全国の影響額の約1%を占める割合となっております。

3の今後の対応でございますが、記載のとおり、国予算も活用しながら必要な対策を講じ、影響を最小限に抑えるとともに、最大の効果が得られるよう努めてまいります。

特に、木材加工流通施設の整備に当たっては、製造コストの低減化、高付加価値化品目への転換、原木の安定供給の対策などに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

2ページは、試算対象品目など、国の試算方法を参考として掲載しております。

説明は以上でございます。

○渡邊林業技術センター所長 委員会資料の3ページをお開きください。

林業技術センターの取り組み状況につきまして、2件報告させていただきます。

まず、1の杉地位指数曲線に基づく新たな収穫表の作成についてであります。

(1)の現状及び課題ですが、本県の杉人工林は、標準伐期齢である35年生を超える8齢級以上が77%を占めており、高齢級化が進んでおります。

その一方、現在、森林資源を把握するために用いている収穫表は、50年生までしか作成されておらず、現実の蓄積量との間に乖離が見られておりました。

このため、蓄積などの資源量をより正確に把握する上で、高齢級林分にも対応した新しい収穫表を作成する必要性がありました。

そこで、(2)の取り組みの概要になりますが、新収穫表の作成には、まず高齢級までの杉の成長の推移を把握する必要があったことから、2,250点の調査データを使いまして、下の図1にあります地位指数曲線を調製いたしました。

これは、横軸を林齢、縦軸を樹高、つまり木の高さとしておりまして、林齢と樹高の関係をあらわしたものであります。図の中の点は実際の調査データをあらわしておりまして、地位ⅠからⅤまでの曲線は統計的に計算して得られた回帰曲線であり、林齢を重ねるに従って樹高がどのように変化していくのかをあらわすものであります。

なお、地位Ⅲの曲線が、本県の杉の平均的な樹高の伸びを示した地位指数曲線であります。これら地位指数曲線から得られました樹高をもとに、100年生までに対応した杉の新収穫表を作成いたしました。

その結果、35年生のヘクタール当たり蓄積量は、表1にありますとおり、地位Ⅲで、県平均で現在の収穫表の340立方メートルに対しまして約1.5倍の521立方メートルとなり、より現実に近いものとなりました。

また、図2では、大淀川流域の10年ごとのヘクタール当たり蓄積量について、現在の収穫表と新収穫表を比較しておりますが、全ての林齢で新収穫表のほうが大きくなっております。

なお、今回作成しました新収穫表につきましては、今年度樹立の大淀川地域森林計画におきまして、森林資源量の算出に利用しております。

(3)の今後の取り組みですが、新収穫表は、森林資源を把握するために作成しました県の平

均的な値であります。このため、今後は、今回の結果をもとに個々の林分に適用できるスギ人工林収穫予測システムを作成する予定でございます。

続きまして、右の4ページをごらんください。

2のアラゲキクラゲの菌床栽培技術についてであります。

(1)の現状及び課題ですが、キクラゲ類は、簡易な設備におきまして、シイタケの端境期である梅雨期から秋にかけ栽培可能なキノコであり、特にアラゲキクラゲの栽培が注目されています。

このアラゲキクラゲの国内消費量の約95%は、中国等からの輸入品ですが、食の安全性を確保する観点から、国産品が見直されている現状であります。

これらのことから、生産の安定のための栽培技術の確立が求められています。

(2)の取り組みの概要ですが、当センターにおきましては、安定栽培のための環境条件の把握や、県内に豊富に存在する資源の有効利用の観点から、クヌギ木粉の培地基材への利用について検証する試験を行っております。

まず、①についてですが、左下の図1にありますように、培養温度別の菌糸成長量をアラゲキクラゲとシイタケで比較しました結果、アラゲキクラゲはシイタケより最適温度は高めであるものの、気温32.5℃を超すと急激に成長が低下することがわかりました。

このことから、ビニールハウスなど簡易な設備では、特に夏場において、日中の温度上昇に気をつける必要があることがわかりました。

次に、②についてですが、右下の図2にありますように、クヌギ木粉を通常菌床栽培で用いられる広葉樹培地と同じ含水率64%で調整しま

すと、収量は低下してしまいますが、含水率を56%と低く調整したところ、広葉樹培地と比較して発生量が約15%増加することが明らかとなりました。

これらの試験結果につきましては、県内の生産者及び菌床製造者に対しまして、現地指導や研修会等を通じて情報の提供を行っているところであります。

最後に、(3)の今後の取り組みですが、アラゲキクラゲの菌床栽培に用いられる菌床培地の組成等は、現状では、ほとんどシイタケ栽培に用いられるものと同じであります。

また、栽培方法も生産者等において試行錯誤されており、確立されていない状況にありますので、今後も県内の未利用資源等の活用や、生産コストの軽減及び生産性の向上に向けた栽培方法などについて試験してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○下沖木材利用技術センター所長 木材利用技術センターの取り組み状況について、2点御報告いたします。資料は5ページと6ページであります。

まず、5ページの宮崎県産杉を用いた新たなCLTの開発についてであります。

(1)の現状及び課題であります。全国的な人口減少に伴い、住宅の着工戸数が減少する中、杉は本格的な収穫期を迎えておりまして、特に大径化した杉の需要拡大は、喫緊の課題となっております。

このような中で、鉄骨や鉄筋コンクリートにかわる再生可能な木質材料であるCLTを使用した大規模建築物の建設が期待されているところあります。

しかしながら、CLTの普及には、大規模建

築での利用に加えまして、住宅などの小規模な建築物における利用拡大についても必要であると考えております。特に県内での利用を考えますと、これらの小規模建築に適したCLTの開発が重要となってまいります。

このようなことから、当センターでは、(2)の取り組みの概要にありますように、県内で製造される杉CLTを使用しまして、地元工務店が在来木造軸組構法で使用することができる、写真にお示ししております耐力壁を開発いたしました。この耐力壁は、CLTをそのまま内装仕上げ材として利用できるようにしたもので、作業性をよくするため、CLTを上下2枚に分割して軽量化するとともに、特殊な金具を使用せずに、壁の裏側からビスどめすることで、見た目も美しい耐力壁としたものであります。使用しましたCLTは、県産杉による3層3プライのもので、厚さが54ミリとなっております。

この耐力壁で、建築基準法に規定される試験を行いまして、壁倍率が6.9倍という結果を得ました。ただいま申しました壁倍率6.9倍という値は、通常の住宅現場でよく見られる、右の図にお示ししてありますような45ミリ掛ける90ミリの木材を斜めに入れた筋かいと比較しますと、約3.5倍の強さということになります。

(3)の今後の取り組みにつきましては、今回開発した耐力壁を、より多くの地元工務店等に使ってもらうために、現在行っておりますホームページへの掲載や建築関係者等への成果報告の実施などによるPRを続けるとともに、さらに改良を加え、接合金物や床材との干渉をなくし、おさまりのよい形状とするとともに、施工性を向上させるなど、さらに汎用性のある仕様とするための研究に取り組んでいるところであります。

続きまして、6ページの宮崎県産杉の調湿性能に関する研究についてであります。

(1)の現状及び課題であります。木材は断熱性が高く、空気中の水分を出し入れする調湿作用があるなど、人に心地よい感覚を与える素材と言われております。

県産材の需要拡大を図るためには、このような木材の利点を生かして、内装等の木質化を進めることも重要でありまして、県産杉の魅力を施主等にPRする一つの材料として、調湿性能を数値化して、目に見える形でPRすることが有効であります。

これまで本県では、県産杉の調湿性能を実用レベルで実験したものがなかったため、実際の使用条件下での数値化を図ることが必要となっていたところであります。

(2)の取り組みの概要であります。下の写真1及び写真2をごらんください。試験は、相対湿度が制御できる実験室内に、24時間換気を行う6畳間の30%モデルとなる仮想居室をアクリルボックスで製作しまして、ボックスの外の相対湿度を12時間ごとに変化させて、杉の内装材の有無によるボックス内の湿度の変化を測定いたしました。

調湿性能の評価につきましては、(2)の取り組みの概要の3行目にありますように、厚生労働省が定めている「健康的な居住水準である相対湿度40%以上、70%以下」を参考にしまして、ボックスの外の相対湿度を50%から75%に上げたときに、ボックスの中の相対湿度が70%を維持できる時間を指標といたしました。

試験の結果であります。図1をごらんください。横軸は経過時間、縦軸は相対湿度をあらわしております。点線の折れ線グラフがボックス外、実線がボックス内の相対湿度を示してお

ります。70%以下の湿度を保つことができる時間は、腰板なしの場合では、網かけ部分の3時間ほどとなりました。それに対しまして、図2の杉辺材の腰板を2面設置した場合には、持続時間が10時間から12時間ほどとなりました。このように、杉板を2面設置するだけでも、杉の調湿作用により室内の湿度変動が緩和され、腰板がない場合に比べまして、快適な室内環境時間が7時間から9時間ほど長くなることが明らかとなったところであります。

(3)の今後の取り組みについてであります。昨年12月に当センターで開催しました研究成果報告会において、このことを報告したところであります。今後もあらゆる機会を捉えまして、県民を始め、関係者等へのPRに努めることとしております。

説明は以上であります。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○高橋委員 まず1ページの本県農林水産物の生産額への影響についてで、農畜産物のことなのかと思うんですけど、農家所得が確保されるという文面があるじゃないですか。林家所得は確保されるんでしょうか。

○日高みやぎスギ活用推進室長 今回のEPAとTPPの影響対象としては、製材業、集成材業ということで、製品になるんですけども、国としましては、今後の国内対策を講じることによって集成材業等の販売が低下しないような体質改善、低コスト化、それから高付加価値品目への転換という対策を講じることになっております。そういった対策によりまして集成材業、製材業の販売額が下がらないということであれば、その原料となります原木価格にも影響を与

えないと。そういう対策を講じるとのことですので、山元であります林家収入にも影響は及ばない、川下対策をすることによって影響が及ばないようにするという状況でございます。

○高橋委員 ということであれば、いわゆるセーフティーネットというものは、発動がないと理解していいですね。価格補填等をよくするじゃないですか。こういうことはもうないということですよ。

○日高みやざきスギ活用推進室長 今回、価格補填の対策はございません。ただ、先ほど申しました今後の国の対策としましては、木材流通体制整備に加えまして、路網の整備等も対策の中に盛り込まれておりますので、川上対策も含まれているということで、影響はないと考えております。

○高橋委員 わかりました。

あと一点、5ページのCLTの開発ですけれど、これは宮崎独自の技術ということでよろしいんですね。

○下沖木材利用技術センター所長 CLTは、JASというか、日本農林規格で定められた仕様でつくっておりますけれども、この一般住宅向けのCLTの開発というのは、宮崎県木材利用技術センターで独自で開発したものでございます。

○高橋委員 であれば、他県で活用ができるできないという何か決まり事があるんでしょうか。

○下沖木材利用技術センター所長 他県でできるというか、全国一律で建築基準法に定められております仕様でつくりますので、まずは県内、こういったところで普及させて、それから順次県外、全国的にも広めていきたいと考えております。

○高橋委員 問題は価格だと思うんですね。

コストが一番なので、値段的に比較が何かわかるものがあれば、教えていただくとありがたいです。

○下沖木材利用技術センター所長 製造コストといえますか価格でありますけれども、国のロードマップでは、最終的には立米当たり7万から8万円ぐらいにするという目標がございます。ただし、今現在、現実を申しますと、今は立米当たり23万円程度ということで、まだかなり開きがあります。これを普及させることによりまして、パッケージ化等が進みまして、価格を低下させて普及させて進めていきたいと考えております。

○山下委員 同じ日EU・EPAなんですが、先ほどの説明で、この2番の影響の試算として日EU・EPAで5%、TPPで1%という報告があったと思うんですが、具体的にどういうものに影響がでるのかちょっと教えてください。

○日高みやざきスギ活用推進室長 まず、TPPのほうから説明させていただきます。

TPPでございますが、北アメリカ、南米、それから対象が東南アジア諸国となっておりますが、これらの国々から日本に輸出されているものとしては、アメリカの丸太、それからカナダの製材品、それから東南アジアのマレーシアからの合板がございます。こういったものが輸入されているんですが、県内には合板の製造拠がないということで、また、アメリカからの丸太につきましては、もう関税が廃止されているということで、実質的にはカナダからの製材品、これが国内の集成材、特に住宅のはりとか桁の断面の大きなものの集成材の原料として使われている状況でございます。

これに対しまして、EPAでは、北ヨーロッパ、フィンランドとかスウェーデンになります

けれども、カナダと同じように集成材の原料の製材品に加えまして、もう既に完成された住宅の柱材、ホワイトウッドと呼ばれるものの集成管柱が多く輸入されておりまして、これは県内の製材工場等では無垢材の柱材も多く生産していますので、国内で生産する国産の集成材に直接的に、また県内で生産されている無垢材の柱材とも間接的に競合するということがございます。

○山下委員 まずT P Pのほうなんですよね。県内の影響額が2.3億円という数字が出してありますが、この分母はどの数字。

○日高みやざきスギ活用推進室長 T P Pの場合の影響は、集成材と合板に影響が出るということでございます。合板につきましては県内に立地していませんが、集成材の県内の生産額は平成26年で約38億となっております。一般の製材工場に比べると、工場数は県内で10工場ということで、少ない状況でございます。

○山下委員 それから、日E U・E P Aですよね。私どももヨーロッパに行ったときに、かなり先進的な集成材、C L Tを使った大型物件の建物を見せてもらったんですが、本県もそういう開発を進めながら、逆にそういう技術やその材が流れてくるということも想定しとったほうがいいわけですか。

○日高みやざきスギ活用推進室長 基本的には、来ないとは言いきれないところがございます。ただ、集成材の関税が3.9%ということで、ほかの農産物に比べると低い数値になっております。柱材でいいますと、ヨーロッパから入ってくる柱材の価格が1本1,800円から1,900円で、国産の集成材が1,700円、無垢材が1,500円台となっております。国産の集成材とは100円、無垢材とは200円ぐらいの差があります。3.9%という

ことで、柱材1本の価格に換算しますと、大体70円程度の影響幅となりますので、これが為替でいきますと、例えば、今ユーロは円に対して130円ぐらいでございますけれども、70円といたしますと、例えば、5円ほど円安の方向に向かいますと、その安い分は帳消しになると。逆に5円ほど円高になると倍、70円が140円という形ですので、3.9%の削減額も影響はしますけれども、為替の変動が大きいと考えております。今後ヨーロッパのC L T等の製品につきましては、柱材等よりも部材としては非常に大きな部材となりますし、単価も高くなりますので、関税の削減によってそういったものが入りやすくなるとは考えにくいと考えております。むしろ為替が大きく円高等に振れた場合には、そういうこともあり得るのかなと考えております。

○山下委員 いまいちわからない所があるんですが、これが合意されて、本県が林業関係で攻めの輸出をできる可能性がどれぐらいあるのか。そこをもうちょっとわかりやすく教えてください。

○日高みやざきスギ活用推進室長 攻めということで、木材輸出ということになるかと思うんですが、現在円安もございまして、日本からの木材輸出額は、丸太を中心に伸びてきているところでございます。ただ、そのほとんどが製品ではなくて丸太ということで、丸太の場合ですと、宮崎の港を出るときで大体1立方当たり1万円でございます。それから、これが部材となりますと、大体6万円程度になりますが、さらに住宅部材としてプレカットして送れば、立方10万円ぐらいになるということでございますので、今後につきまして、国の方針もそうでございますけれども、付加価値をつけた製品の輸出を拡大していくという対策、プレカットの機

械の整備だとか、高付加価値化につながる高い技術の施設整備への転換に注力していく必要があるのかなと考えております。

○山下委員 お願いをしておきたいと思うんですが、そこなんです。農政のほうでも同じテーマが出るだろうと思うんですが、1次産業の現場ですよ。木を切る人、それを製品化していく人、そしてそれを確保する人、やっぱりそこがしっかりと活力を持って技術開発をやって、攻めの林業を展開してほしいと思うんですよ。現場認識をちゃんと持っていただいて頑張ってください。

それとキクラゲは、私も人工栽培できるというのを初めて知ったんですが、これは企業化できる体制へ持っていけるの。例えば、家族的にじいちゃん・ばあちゃんの仕事程度のものづくりなのか、菌床栽培みたいに大規模化できるのかどうか。温度管理やいろいろな問題点を書いてあるようですが、ちょっとそこ辺を教えてください。

○渡邊林業技術センター所長 実際はこのアラゲキクラゲは菌床栽培でやるのが普通でございます。特に夏場に発生するという事です。湿度100%で25℃ぐらいの温度で発生するという事ですので、特段の空調施設は要らないと。ですから、シイタケの端境期である夏場、要するに、シイタケをつくりつつ夏場に発生させるということであれば、個人的にできる。個人経営で栽培ができるということになりますけれども、大きな規模で、施設で年間通してやろうとすれば、冬場は加温する必要がございますので、これになると大規模な施設、要するに企業的に取り組む必要があるかなと考えております。個人でやる場合は、菌床ブロックを簡易なビニールハウス等に置きまして、一人で菌床を大体200個ぐらいを管理しながらとるという形でございます。

ます。基本的にはとるだけですので、特段の重労働ではないと、高齢者の方でもできるような栽培ではなかろうかと思っております。特に夏場ですと、散水と換気で温度を下げてもやる必要があるぐらいの栽培で大丈夫だと思っております。

○山下委員 菌床栽培は、消毒から何から、熱を加えて、菌を入れ込んで、3カ月ぐらいしないと生えてこない。そういう体系なのか、もうちょっと簡易的にできる、奨励できる品目なのか、そこをちょっとわかりやすく教えてください。

○渡邊林業技術センター所長 基本的には、培養した菌床ブロックが売っております。諸塚村では、村内の生産者に向けて2.5キロ培地で238円ぐらいの単価で培養したものを既に売っております。生産者はこれを購入しまして、発生操作を行いまして——発生操作というの、袋にカッターで切れ込みを入れる程度でございますが、それで発生させるということになります。

○後藤委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして環境森林部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時42分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大坪農政水産部長 おはようございます。本

日もよろしくお願いを申し上げます。

きょうは、農業大学校の御説明もするものですから、そこで製造をしましたクッキーと、それと、先般の委員会でも御説明しましたが、総合農業試験場のほうで商品開発しました新香味茶をお届けしました。また御賞味いただきまして、いろんな御意見がありましたら、お聞かせいただければ幸いです。

本日の報告事項につきましては、委員会資料表紙をめくっていただきまして、目次のところに項目を紹介してございますが、3点ございません。

1点目が、本県の平成28年農業産出額について。

そして2点目が、日EU・EPA及びTPP11による本県農林水産物の生産額への影響について。

そして3番目が、県立農業大学校の取り組みについてでございます。

それぞれ関係課長等から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○酒匂農政企画課長 農政企画課でございます。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

昨年末12月26日に、農林水産省から本県の平成28年農業産出額が公表されましたので、その概要を御説明いたします。

まず1、部門ごとの農業産出額であります。

本県の農業産出額の合計は、一番上の欄、水色で表示されておりますが、平成28年は3,562億円で、前年の3,424億円から138億円増加し、対前年比104%で、4%の増となっております。

部門別に見ますと、耕種部門は、緑色の小計の欄であります。1,320億円で、前年に比べ18億円増加し、対前年比101%で、ほぼ横ばいとなっ

ております。

その中で米が172億円で、前年より15億円増加し、対前年比110%となっております。これは、作柄が平年並みに回復したことと、単価が上昇したことによるものと分析をしております。

また、花卉でございますが、対前年比106%、果実が105%と伸びております。これは、花卉では、ユリや洋ランなどの生産量が増加したこと、果実につきましては、キンカンなどの生産量が増加したことによるものと分析しているところであります。

一方で、野菜が771億円で、前年より6億円の減少となっております。これは、トマトなど価格の上昇により産出額が増加したものが一方、ピーマンの単価安などにより減少したものもあり、トータルでは減少となったものと考えております。

次に、畜産部門は、紫色の小計の欄であります。平成28年は2,206億円で、前年より112億円増加し、対前年比105%となり、これまでで最も高い水準となっております。

特に肉用牛は708億円で、前年より82億円増加の、対前年比113%と大きな伸びを示しております。これは子牛価格や枝肉価格の上昇によるものと考えております。

また、豚が対前年比105%と伸びておりまして、これは屠畜頭数の増加によるものと分析をしております。

次に、2、農業産出額の推移であります。

本県の農業産出額は、棒グラフの左から3番目、平成2年の3,745億円を最高に、その後は減少傾向にありまして、平成23年には口蹄疫発生などの影響により2,874億円まで落ち込みましたが、その後、5年連続で回復しております。

赤色の線が全国の順位になりますが、平成26

年以降、3年連続で5位にございます。

部門別に見ますと、紫色になりますが、畜産部門が順調に伸びておりまして、農業産出額全体に占める割合も平成28年は約62%と、これまでで最も高い割合となっております。

一方で、耕種部門は、ここ数年1,300億円台で推移しております。

農業産出額は、品目ごとの生産量と価格をもとに算出しておりまして、特に耕種部門は天候等に左右される面も多く、需要と供給のバランス等の影響を受けて変わってくるわけでございますけれども、長期的に見ますと、今後は、農家の高齢化や担い手の減少などによる作付面積や飼養頭数の減少などによりまして、農業産出額の低下も予想されるところでございます。引き続き担い手の確保・育成や生産力及び販売力の強化などに取り組んでいく必要があると考えております。

2ページ目には、参考といたしまして、本県における産出額上位10品目、全国の農業総産出額、農業産出額上位10都道府県を記載しております。後ほどごらんいただければと思います。

農政企画課からは以上でございます。

○鈴木新農業戦略室長 委員会資料の3ページ及び4ページをごらんください。

日EU・EPA及びTPP11による本県農林水産物の生産額への影響について御報告させていただきます。

まず3ページ上段、1の国が公表している農林水産物への影響についてでございます。

国は、昨年12月21日に、日EU・EPA及びTPP11の経済効果分析を公表しており、農林水産物の生産額への影響を試算しております。

試算結果は、下の括弧書きの中にございますように、日EU・EPAで約600億円から1,100

億円、TPP11で約900億円から1,500億円の生産額の減少が見込まれてございます。

政府では、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少は避けられないものと認識してございますが、一方で、生産コストの低減、品質向上や経営安定対策などの国内対策を万全に行いますことで、生産や農家所得が確保されますことから、国内の生産量は今後も維持されると見込んでございます。

右側の4ページに、今の国の試算方法を載せてございます。

4ページ、1の試算対象品目につきましては、関税率10%以上であり、かつ国内生産額10億円以上の品目を対象といたしまして、日EU・EPAでは28品目、TPP11では、TPP12の際と同様に33品目を対象に試算してございます。

2の生産額への影響の算出方法についてでございますが、個別品目ごとに国産品及び輸入品の価格を出発点としており、原則、下の①から③のとおり、まず品目ごとに輸入品と競合する部分、しない部分に分けまして、次に、その価格について競合する部分が関税削減額相当の価格低下、競合しない部分につきましては、競合部分の価格低下率の半分の割合で価格低下を見込んでございます。

最後の生産量につきましては、国内対策の効果により維持されると、先ほど申し上げたとおり試算をしてございます。

左側の3ページにお戻りいただきまして、2の本県農林水産物の影響についてでございます。

本県の生産減少額につきましては、国の試算方法に準じて、県内の主要産品11品目について試算を行ってございます。

下段の括弧内でございますが、県全体におきまして、日EU・EPAにつきましては、最小

で約24億5,000万円、最大で48億9,000万円、T P P 11につきましても、最小で27億7,000万円、最大で52億4,000万円の生産額減少があると試算してございます。

品目別の減少額につきましても、下の表に記載してございますが、日EU・EPAでは、減少額の大きい順に、豚肉が9億7,000万円から19億3,000万円、次に林産物、そして牛肉となっております。T P P 11では、減少額の大きい順に、牛肉が11億8,000万円から23億5,000万円、次いで豚肉、水産物となっております。

なお、4ページの下に平成27年度に試算いたしましたT P P 12における生産減少額を載せてございますが、国全体では約1,300億から2,100億円、本県においては約47億から93億円の減少と試算してございました。

3ページ一番下の今後の対応についてでございますが、県といたしましては、国に対し、総合的なT P P等関連政策大綱の確実な実施や、各協定のプラス効果が地方にも十分波及するように、万全の対策を実施するよう求めてまいりますとともに、県といたしまして重点的な取り組みが必要なものにつきましては、国の予算も活用をしながら対策を講じてまいりたいと考えてございます。

また、具体的な事業構築や予算措置につきましては、緊急性、必要性、費用対効果を踏まえた選択と集中により、最大の効果が得られるよう努めてまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○後藤県立農業大学校長 委員会資料の5ページをお願いいたします。

最近の農業大学の取り組みについて御報告いたします。

農業大学は、1の背景の目的にありますよ

うに、すぐれた農業経営者と地域農業を先導する指導者の養成を使命としてきております。

この農業大学を取り巻く状況につきましても、農家戸数や農業者の減少、農業法人の台頭、フードビジネス産業などからの人材需要の増加・多様化が目立ってきております。

学生は、表1の一番下の枠にありますように、農家以外の出身学生が半分を占め、また表2の中ほどの枠にありますように、卒業生の多くが農業法人に就職するという状況にあります。

6ページをお願いいたします。

このような状況を踏まえ、今年度の学科再編に合わせて、今後農業大学が目指す人材像を、流れを的確に捉え持続可能な経営と新たな農業に意欲的にチャレンジする農業経営者、グローバルな視点を持って未来を切り拓き郷土愛を持って地域の創生・発展を牽引するリーダーとしたところであります。

学科再編に伴います具体的な取り組みとしては、まず3の(1)にありますように、農業高校生などを対象にアンケートを実施いたしました。

結果の一例として、アグリビジネス学科の円グラフを載せておりますが、高校生の9割以上がこの学科の教育内容などがわからないと答えており、そのほかの学科やコースについても、わからないという回答が多くありました。

このように農業大学は、農業高校生に理解を得られていないということがわかりましたことから、学科再編では、下の図にありますように、高校生にわかりやすい農学科と畜産学科としまして、新たにフードビジネス専攻と養豚専攻を新設したところであります。

7ページをお願いいたします。

新しいカリキュラムの設定という図を載せて

おりますが、学生は学科ごとのくくりで入学しまして、1年生の前期では、それぞれの学科についての総合学習やインターンシップなどを経験いたしまして、1年生の後期に入る時点で、自分の希望する専攻を選択する方式としております。

このような学科やカリキュラムの設定などにより、高校生が学びたい、入学したいと思えるような学校に見直しを図ったつもりではありますが、急速に少子化が進展する中では、学科や教育内容を新しくしただけでは、高校生は振り向いてくれないのが現状で、専門学校などのオープンキャンパスでは、高校生に旅費やお土産までであるとも聞いております。

農業大学校は、これらの学校と競い合いながら学生を確保していくことが求められていることから、(2)の1にありますように、県内の全高校訪問に加えまして、8校の農業系の高校とは細やかな意見交換会などを行いながら、常に高校側の意向を取り入れた教育内容とすることとしております。

また、高大連携として、中ほどの写真にありますように、高鍋農業高校のオープンキャンパスに参加する中学生の農業大学校見学や、右の写真の高校生と農業女子との合同研修のような取り組みも進めております。

③の外部との連携による教育につきましては、農業者を招聘しての講演などに加えまして、写真にありますような農業関連企業の協力をいただいでICT技術による肉用牛管理や無人走行トラクターの実演など、先進技術を学ぶ機会を多く設けております。

8ページをお願いいたします。

このような学校運営を進める中で、4にありますように、学生や学校に変化が見られるよう

になってきております。

前の5ページに戻っていただきまして、表の1でございます。一番上の枠にあります、入学生が28、29年度と増加しております。また、入学してきた学生も、福祉事務所での社会人経験を生かして福祉と農業を融合させる夢を語る女子学生や、農業を企業として将来起こしたいということをする学生、出身や経験が多様化してきております。

なお、学生の入学につきましては、30年度も現段階で69名の入学希望者を確認しているところでございます。

8ページにお戻りいただきまして、学生の学校生活につきましては、学生寮は2年ほど前から学生の自治となっておりますが、農場管理につきましても、写真の草刈り機を運転しております学生のリーダーシップによりまして、本年度から学生を農場長とする農場管理制度を確立しており、繁忙期や品目によっては、右の写真にありますように、早朝から夜遅くまで自主的に管理を行うなど、学生が能動的・積極的に活動をするようになってきております。

また、個々の学生も市場に流通していないような新しい品目の野菜を生産し、レストラン経営者との契約取引を行ったり、畜産学科の学生がキュウリやカンショを生産したりと、将来の経営を見越した自主的な取り組みを行うことが多くなってきております。

さらには、先ほどお菓子を御試食いただきましたが、農大産農産物の加工に取り組み、試作品を商品開発コンペに応募したりなどの活動も始まっております。

写真にございます瓶入りのものは、牛乳を原料にしたミルクコンフィチュールで、下のものは温州ミカンのグラッセ、そして右の2つは、

マドレーヌの形状とパッケージを工夫したものでございます。

このような取り組みが進む中で、(6)にありますように、昨年11月に学生が出資して、税理士などの専門家の指導のもとに模擬会社を設立したところでありまして、現在、今年度中の販売開始を目指して準備を進めております。

なお、資料にはございませんが、先週末、長崎県で開催された九州地区農業大学校協議会のプロジェクト発表会、研究発表会でございますが、そこで、1年生の部で最優秀賞、2年生の部で最優秀賞と優秀賞を受賞しまして、九州代表4つのうち3つを本校が獲得したところであります。

以上のように、徐々にではありますが、新たな動きが出てきておりますことから、引き続き本県農業や食の未来を担う人材育成を使命として、本県の誇りとなる大学校づくりに邁進してまいりますので、今後とも委員の皆様への農業大学校への御理解と御支援をお願いしまして、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありますか。

○高橋委員 3ページの本県農林水産物の影響の関係で、国内対策をもう少し具体的に教えていただくとありがたいです。

○鈴木新農業戦略室長 国内の対策といたしましては、例えば、影響の大きい豚肉や牛肉等、畜産物関係におきまして、畜産クラスターによる補助等の対策をしております。また園芸作物につきましても、産地パワーアップ等の対策をしております。さらに、実際に行っております農業農村整備事業も含めまして、農地の集約等

を行いまして、生産力の向上、特に生産効率の向上等の取り組みをしております。

また、あわせまして、交渉等の影響を緩和するために、セーフガードの発動の要件ですとか収入保険、あとは、対策という意味では、今後もそのような守る対策、そして生産力を確保する対策それぞれを行っているところでございます。

○高橋委員 いろいろ対策がある中で、価格の差が当然出てくるわけですから、その価格の補填も考えられるわけですね。

○鈴木新農業戦略室長 今、委員おっしゃった価格の支持政策という意味では、我が国では現在はそのような取り組みを原則しておりませんで、価格の支持ではなくて、生産者の手取りも含めた生産力の向上というところで重点的な取り組みをしているところでございます。

○花田畜産振興課長 補足をさせていただきます。特に畜産の場合には、生産コストと収益の差を補填するような経営安定対策としまして、牛においても豚においてもマルキン制度、卵においても価格安定制度ということで差額補填をすることになっておりまして、現在は8割補填、肉用牛は今非常に価格が厳しくなっておりますので、来年度に限っては、牛マルキンについては9割補填となっておりますし、EPAなり発効されれば、豚のほうも今1対1の積み立て金になっているのを1対3にしての8割補填となると、見込んでいるところでございます。

○高橋委員 何らかの農家に行く部分はあるということなんですかね。そういう理解をしいですかね。

○花田畜産振興課長 あくまでも経営安定対策ということで、粗収益より生産コストが上回った場合、その差額を補填するというところでござ

います。それは、あくまでも労働費用を見込んだ上での収益ということでの補填となっておりますので、何とか経営については持続可能になるような対策が今、打たれているところでございます。

○高橋委員 国内対策を私は否定するつもりは毛頭ないわけで、農家の所得をいかに守り、むしろ上げていくかという努力はすべきだと思います。問題はそのやり方で、農家が体質改善をみずからやるかどうかということだと思うんですよね。税金を投入するわけですよね。今度の影響の試算をされたわけで、何とか対策をとろうということでも今いろいろとおっしゃったわけですが、だから、やっぱり国内対策についても、いろんなメニューがある中で、めり張りをつけてやるべきじゃないかと私は思うんですが、そういったところはどうか分析されるのかなということをお聞きします。

○鈴木新農業戦略室長 委員の御指摘がございましたが、まさに影響を受けるところは否定できないところでございます。その上で、例えばTPP11ですと、我が国全体、農業に限らず工業を含めまして、実質GDPの約1.5%のアップ。実際は7兆8,000億円程度、我が国でも好影響が出ると今試算しております。そのような中で、委員おっしゃった農業政策につきましても、例えば、守るだけではなくて、EUの市場へ打って出る政策、関税も開きましたし、またTPPでは、さまざまな知的財産の保護も行われることとなりますので、そういうような攻めと守りをバランスよくとるために、委員御指摘いただいためり張りのある予算の執行等も進めてまいりたいと考えております。

○高橋委員 そうじゃないと、これだけほかに税の使うべき目的があるわけで、農家にとって

も、ぬるま湯になってしまっただけかと思うんですよね。今の現状で所得は何とか守られるよという環境がつけられてはいけないと思いますから、今おっしゃるように、しっかりとめり張りをつけた予算のつけ方というのは必要だと思います。

それと、攻めの農業の中で、影響額は小さいほうなんでしょうけれど、水産物では、串間で黒瀬水産が頑張っているわけですが、右肩上がりでは伸びているわけですが、ブリは日本近海でしか養殖できないらしいんですよ。水温の関係か何かよくわからないんですけど、そういう意味では、物すごく強みがあるわけですよね。だから、攻めるという意味では、このブリ、特に宮崎はもともとそういうものがあるわけですから、そこをしっかりと、今から攻める農業の戦略を立てていただきたいなと思います。

○毛良水産政策課長 高橋委員御指摘のとおり、ブリは日本近海だけということでございますので、今回の日EU・EPAで、輸出する際の関税が18%から15%撤廃されます。これを好機と捉えまして、黒瀬水産は今後、2016年の7万尾という計画から、2023年には45万尾という計画を立てております。このために漁場が必要になりますので、県としましては、本年度、沖合養殖場の漁業権の免許の進捗を進めておりまして、9月に免許されれば、かなりの生産量の拡大ができると思っておりますので、生産量の拡大の面で支援していきたいと考えております。

○高橋委員 その漁業権の問題で私もちょっと聞いたんですけど、地場の漁協と折り合いがつかなくなったりとかついたりとかで、養殖の場所確保で苦勞をされているという話も聞いています。そこをいろいろ調整をやっていただくと

いいなと思います。

○毛良水産政策課長 御指摘のとおり、漁業権の免許に当たりましては、漁業調整上の問題と公益上の支障をクリアしないといけないものですから、現在、県も間に入りまして調整を進めているところでございます。9月への免許に向けて鋭意努力していきたいと考えております。

○高橋委員 地場の定置網の人たちがいるわけで、定置網に入らないというようなことも聞いたことがあって、定置網にブリが入る時期もあるじゃないですか。何かそういうのも聞いたことがあって、だから、そういう意味では、漁協としては地元の漁師を守らないといかんわけでしょう。そういう葛藤もあって、漁場の確保に黒瀬水産が苦勞をされている話も聞きました。

○毛良水産政策課長 区画漁業権で広大な養殖場を使いますと、確かに魚の泳ぐ流れが変わるとか定置網の方が御指摘されます。その辺は、漁協も含めて丁寧に関係者に説明して行って、何とか免許したいと考えております。

○山下委員 まず、産出額からちょっと教えていただきたいと思うんですが、本県が104%増ということで、みんな頑張っていたらいるんだなと。TPP対策等でもかなり効果も出てきているのかなと思うんです。29年度はまた伸びてくるかなと思うんですが、この右側の全国の農業産出額を見たときに、全国ベースでは9兆2,000億の105%ですよね。その内訳を見ると、本県は畜産がかなり伸びているんですが、この全国では、耕種が106%も伸びている、畜産が101%しか伸びていないということは、どのように分析されていますか。どういうものが値段が上がってきたのか。

○酒匂農政企画課長 農林水産省の資料によりますと、まず耕種が106%と伸びている理由とい

たしまして、お米が10%伸びていることがございます。平成27年以降、需要に応じた生産の推進によりまして、超過作付が解消されまして、需給が引き締まり、改善しまして、主食用米の価格が上昇したと考えております。野菜につきましても7%伸びておりまして、これは、加工用・業務用への国産野菜への実需者ニーズが高まっているということで、需給が引き締まったことと、秋の天候不順もありまして、葉物類、根菜類を中心に価格が上昇したと分析されております。また果実が6%も伸びておりまして、夏場の少雨等で生産量も減少しておりますが、高濃度になったということもあって、逆に品質が高まって、価格が総じて上がったということで、耕種の場合は6%伸びたということでございます。

畜産につきましては伸びてないんですが、その主な理由といたしましては、豚肉が前年に比べて92億円の減少ということで、26年から27年にかけてまして豚流行性下痢、PEDの発生の影響等を脱しまして屠畜頭数はふえていったんですけれども、価格が落ち着いたということで同額、余り伸びなかったと。宮崎県の場合はかなり価格はよくて、頭数がふえて伸びておりましたが、伸びていないというところで、それほど大きく伸びていないというところのようでございます。

○山下委員 わかりました。

ちょっと誰かはじいてほしいと思うんですが、この2ページの産出額のトップ10ですよね。北海道から茨城、鹿児島、千葉が1、2、3、4位と、宮崎は5位ということできているんですが、その伸び率を出して下さい。

○酒匂農政企画課長 北海道が28年、27年を比べますと2.2%増、茨城が7.8%増、鹿児島が6.8

%増、千葉が6.9%増となります。

○山下委員 熊本は。

○酒匂農政企画課長 熊本が3.8%増。ここまでは計算しておったんですが、その下はちょっと手元にございませぬ。

○山下委員 宮崎県は104%ということですから、4%ですよ。私もこの表を先日いただいたときに、宮崎県もよかったなという思いだったんですが、全国の上位のところを見たときに、かなりの上振れなんですよ。特に茨城、千葉、鹿児島。鹿児島も6.8%でしょう。だから、農業県である宮崎県として、他県の先進地に比べて、宮崎の進捗の度合いというのは、これでいいのかとちょっと疑問を持ったんですよ。全国のデータを見て、そこ辺の評価を教えてください。

○酒匂農政企画課長 本県は、今回は畜産がかなり伸びております。それに対して耕種がほぼ横ばいということで、今回、他県に比べまして宮崎県が伸びなかった理由としては、やっぱり耕種が伸びなかったという点があるかと思っております。直近の27年、28年を比べますと、先ほど申し上げましたように、野菜が耕種の約6割、かなりの部分を占めておりますが、ここがやっぱり伸びなかったところにございまして、その理由としましては、ピーマン等の単価安などによるものと分析をしております。

ただ、長期的に見た視点で申し上げますと、やはりこれは全国的にも言われたことにございませぬけれども、農家の高齢化、担い手の減少に伴う作付面積の減少というのがあろうかと思っております。具体的な数字で申し上げますと、本県の場合、平成2年から27年にかけて、耕地面積で11.4%減少しております。作付延べ面積も26.9%減少をしておるとございまして、面積が減っておりますので、どうし

ても生産額が減っていくということになります。他方で、耕種部門の産出額については、平成17年から1,300億円がずっと維持されているというのは、内訳を見ますと、米とか葉たばこが減り、その分、野菜等が反収の増加等によりましてふえておるとございまして、あるいは果実が、マンゴー、キンカンなどの転換などによってふえていくと。耕種が、品目が変わってきていることがございませぬ。基本的には、やっぱり耕地面積が減る、作付面積が減っていることがございませぬので、いかに担い手を確保していくか、栽培技術の向上や生産基盤の整備充実を図って生産力をいかに強化していくか、あるいは、市場ニーズを捉えていかに販売力を伸ばしていくかと。こういうところが今後ますます大事だなと感じたところにございませぬ。

○山下委員 もうちょっと真剣に分析してほしいんですよ。というのは、私は前回からも言っているんですが、基盤整備ですよ。耕種が伸びないのは、やっぱりこれがおくれていることもあるんですよ。だから、視点をここに切りかえて、担い手不足とか、そんなのは全国的な課題ですから。耕種部門をしっかりと伸ばしていこうということであれば、本県農業のおくれている部分を。こういう状況下でも、やっぱり農業県としての位置づけのところを伸ばしているのは、基盤整備がしっかりと整っていたり、多面的な農地の集積ができたり、そういう進捗が進んでいるということが、今の生産性向上につながってきていると思うんですよ。だから私は、宮崎県農業はそこ辺にしっかりと重点を置いて、総合的なものを早くつくり上げないといけないと思う。今の分析を見て、宮下次長はどうか。

○宮下農政水産部次長(農政担当) 山下委員の言われる部分が相当あると思っております。

やはり新しい米政策も含めて、水田でしっかりと野菜生産を行っていくためには、野菜を生産できる圃場の機能が必要だと思っております。本県は、御指摘のとおり、他県に比べて、まだ圃場の整備がおこなわれている現状もございます。ですから、野菜については、施設園芸では、また新しい生産技術であったり品目、そして露地園芸においては、やはり耕地の整備が必要だと思っておりますので、今その点につきましては、新しい土地改良法の改正も踏まえて、積極的に考え直してやっていくべきだと考えているところでございます。

○山下委員 お願いをしておきたいと思うんですが、やっぱり水利用ですよ。畑かんだって、あれだけの莫大な投資をしながら、畑かん利用で有益な農業展開ができていくかという、まだまだなんですよ。先進県が耕種部門でこれだけ伸ばしていると、そこをちゃんと分析して、所得の上がる農業形態、そういうものをしっかりと問題意識を持ってやっていってください。

もう一点確認させてください。この米の172億なんですよ、これは、米の売り上げだけじゃないですよ。補助金も入った中での売り上げでしょう。ちょっとそこを教えてください。

○土屋農産園芸課長 補助金は入ってございません。生産額のみでございます。

○山下委員 米の補助金は何ぼぐらい入っていますかね。転作が。

○土屋農産園芸課長 28年度の実績で、大体103億円程度でございます。

○山下委員 わかりました。

それから、この日EU・EPAとTPP11ですよ。減少額を出していただきましたが、この発効の年度がいつになるかちょっとわかりませんが、影響額がEPAとTPPでそれぞれ分

離してありますが、合計したらかなりの金額になると思うんですよ。そこ辺の見通しはどう分析していますか。

○鈴木新農業戦略室長 今委員から御指摘いただきました、合算したらという話であります、今、国の試算に本県も準拠しているわけですが、国といたしましては、例えば、報道がありますとおり、TPPについては2019年度中発効と報道はされております。ただ一方で、EPAについては、まだ発効時期が未定でございますので、今後、例えば、早ければ数年内、遅ければ、それこそ10年単位で遅くなることもありますので、実際、今現状におきまして、算出の根拠が変わってきてございますので、単純に合算はできないものと認識してございます。

○山下委員 我々そして農家は非常に不安を持っておられるので、TPP関係である程度の覚悟と、それに対する備えという気持ちは皆さん持っておられて、攻める農業という認識を持ってやっておられる農家も多いので、こういう数字が出てくると、ひとり歩きしたらいけないし、影響とかそこ辺はしっかりと示しながら、さらに夢のある農業実現を、お互いに情報共有してくれるとありがたいと思っています。

それから、農業大学校のことでちょっとお聞きしたいと思うんですが、この表を見たときに、入学者数と卒業生数が何でこんなに違ってくるのかなと思うんですが、これは途中でやめていく生徒さんがおられるということですか。

○後藤県立農業大学校長 実は、今の2年生は、入学が63名ですが、在学しているのは既に57名となっております。やはり家庭の事情であったりとか友人関係、こちら辺がございまして退学と。ただ、ことしの1年につきましては、69名入学しまして、一人もやめずに今69名在学して

おります。そのときの事情事情でいろいろございますが、特に寮での人間関係というのが非常にこれまで大きく影響がありまして、先ほど私は寮の自治を学生自治にしておりますとお話しましたが、実は、従前は全寮制、全てが入寮をすることになっておりましたが、そこを取り払いまして、それと学生ができるだけ自由に寮で生活できるような環境をつくったことが、今1年生の退学がないということにもつながっているのかなと認識しております。

○山下委員 わかりました。そういう学生たちの環境が改善されてきたということによろしいんですね。

それで、私も農業大学校に一番期待しながら、もうとにかく優秀な農業者を目的を持って育てていただきたいという思いがあるんです。私の聞くところによると、生徒さんは、それぞれ自分の夢を持って、目的を持って大学に入ってきた人たちが多いということですから、そういう人たちに学校の雰囲気をしっかりつくっていただいて、そして、就農だけでなく法人にもかなり行っておられるみたいですが、行く行くはまた就農してくれるかもわからないわけですからね。農業大学校が輝く存在になってくれることを希望しておきたいと思います。よろしくお願いします。

○後藤委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして農政水産部を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午前11時27分閉会